

企業版ふるさと納税

長久手市

ご支援よろしくお願ひします！

長久手市はどんなまち？

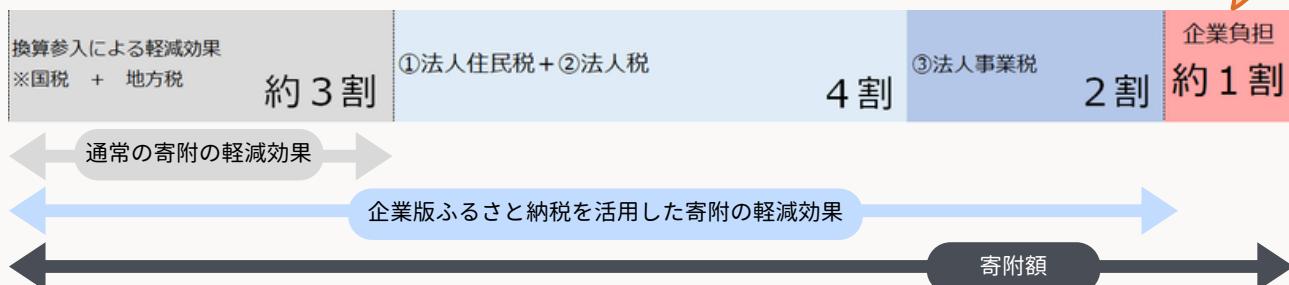
長久手市は、名古屋市に隣接した西部には住宅地や商業施設が広がる一方、東部には豊かな自然が残る、「都市」と「田園」両面の魅力を併せ持つまちです。

また、徳川家康・豊臣秀吉が唯一直接対決した「小牧・長久手の戦い」ゆかりの地であるという歴史を大切にしながら、2005年に開催された愛・地球博の跡地である愛・地球博記念公園にジブリパークがオープンするなど、新たな魅力が息づくまちです。

企業版ふるさと納税とは？

地方公共団体の行う地方創生の取り組みに対し、企業が寄付を通じて支援した場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

最大
約9割



税目ごとの特例措置

法人住民税

寄付額の4割を税額控除（法人住民税法人割額の20%が上限）

法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄付額の1割を限度（法人税額の5%が上限）

法人事業税

寄付額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 長久手市に本社が所在する企業については、本制度の対象とはなりません。
- 寄附に対する返礼品の贈呈はございませんのでご了承ください。

寄付対象事業は？

「第3期長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける地方創生の取組が寄付の対象となります。「幸せが実感できる共生のまち」への実現に向けて、4つの基本目標に基づく事業を推進しています。

地域・しごとづくり

- ・市民まちづくり活動支援事業
- ・互助共助型コミュニティづくり支援事業
- ・小学校区単位のまちづくり支援事業
- ・居場所支援事業
- ・多文化共生社会推進事業
- ・学生まちづくり活動支援事業
- ・農業振興事業
- ・文化・芸術によるアプローチ事業
- ・健康づくり推進事業
- ・女性活躍推進事業
- ・中小企業等支援事業

子育て支援

- ・産前・産後サポーター派遣事業
- ・産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）
- ・子ども預かり事業
- ・地域子育て相談事業
- ・教育・保育施設環境向上事業
- ・子ども読書環境支援事業
- ・子ども芸術アウトリーチ事業
- ・長久手版プレーパーク事業
- ・ジブリパーク関連事業

観光交流

- ・観光戦略推進事業
- ・古戦場公園魅力向上事業
- ・文化芸術による魅力創出事業
- ・リニモテラスにぎわい創出事業
- ・国際交流推進事業

地域の魅力向上

- ・自主防災活動支援事業
- ・公共交通ネットワーク推進事業
- ・公園等施設改修事業
- ・電子申請・電子窓口の導入・促進
- ・G I Sの活用

寄付の流れは？

事前相談 ➡ 寄付の申し出 ➡ 寄付金の納付 ➡ 受領証の受取 ➡ 税申告

寄付に対するベネフィットは？

ご寄附に対する感謝の気持ちとして、経済的な見返りとならない範囲で企業様へのベネフィットを設定しています。

10万円以上のご寄付

- ・市ホームページへの企業名等の掲載
- ・礼状の送付

100万円以上のご寄付

- ・市広報誌へ企業名等の掲載
 - ・感謝状贈呈式の開催
 - ・報道機関への周知
- ★その他10万円以上の寄附と同様のベネフィット

1000万円以上のご寄付

- ・表彰式の開催
 - ・国の褒賞制度である紺綬褒章に推薦
- ★その他100万円以上の寄附と同様のベネフィット

お問い合わせ

長久手市 市長公室 企画政策課

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1

☎ 0561-56-0600

✉ seisaku@nagakute.aichi.jp

長久手市
NAGAKUTE CITY



HPはコチラ